# 放流先がない場合の浄化槽放流水の処理に係るガイドライン

#### 第1章 総則

(目的)

第1 このガイドラインは、千葉県浄化槽取扱指導要綱第4の3の(2)の規定により、浄化槽を設置しようとする者が、適当な放流先を確保することが著しく困難な場合に、浄化槽放流水(以下「放流水」という。)の処理を適切に行うための参考とすることを目的とする。

### (放流水の処理方法)

- 第2 放流水を公共用水域 (これに流入する水路等を含む。) に放流することが著しく困難な場合は、次のいずれかの方法により、浄化槽を設置しようとする敷地内で適切に処理するものとする。
  - 一 第2章に定める蒸発拡散方式による処理
  - 二 第3章に定める地下浸透方式による処理
  - 三 第4章に定める貯留方式による処理

# 第2章 蒸発拡散方式による処理

(対象浄化槽)

第3 放流水を蒸発拡散方式により処理する場合の浄化槽は、合併処理浄化槽とする。

#### (蒸発拡散装置の要件)

- 第4 蒸発拡散装置は、次の要件を満たすものとする。
  - 一 放流水を蒸発拡散させる装置として、公的試験研究機関等による性能評価 又は行政機関(関東地方の都県・保健所設置市に限る。)による構造認定を得 ていること。
  - 二 装置の維持管理を行うことができる営業所を県内に有する者が自ら施工し、 使用中の維持管理までを一貫して行うこと。
  - 三 重力浸透をしない構造であること。

### (設置の技術的基準)

第5 蒸発拡散装置は、装置の性能評価又は構造認定に付された条件を遵守し、 設置するものとする。

# (蒸発拡散方式による処理ができる土地)

- 第6 蒸発拡散装置を設置し、放流水を蒸発拡散処理することができる土地の条件は、次のとおりとする。なお、装置の性能評価又は構造認定に付された条件と次の各条件に相違がある場合にあっては、原則として厳しい条件を適用するものとする。
  - 一 盛土地盤においては、盛土後1年以上経過していること。
  - 二 地下水位は、地盤面下1.5mより低く、かつ、装置の底面より1m以上低いこと。

- 三 土壌が砂質や礫でないこと。
- 四 飲用に供する井戸までの水平距離が5m以上であること。
- 五 蒸発拡散処理装置の端から周囲の建築物等までの水平距離は次のとおりとする。
  - イ 建築物まで 1 m以上
  - ロ 隣地境界まで 1 m以上
  - ハ 擁壁上部まで 1.5 m以上
  - ニ 擁壁下部まで 1 m以上
  - ホ がけの上端まで  $1.5 \,\mathrm{m以L}$  (ただし、傾斜が $4.5 \,\mathrm{ge}$ を超えるがけにあっては、がけの下端から $4.5 \,\mathrm{ge}$ の線が上部地表面と交わる所まで $1.5 \,\mathrm{m以}$ 上)
  - へ がけの下端まで 1.5 m以上
- 六 日照、通風が良好であり、かつ、雨水等が流入するおそれのない平坦な場所であること。
- 七 車両の通行や定常的な歩行によって踏み固められるおそれのない場所であること。

# 第3章 地下浸透方式による処理

### (対象浄化槽)

- 第7 放流水を地下浸透できる浄化槽は、次の条件に該当するものとする。
  - 一 処理対象人員が10人以下であること。
  - 二 住宅用途の建築物に設置されるものであること。
  - 三 建築基準法(昭和25年法律第201号)第31条第2項の規定により国土交通大臣の認定を受けた合併処理浄化槽で、放流水の生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)を10mg/L以下、全窒素を10mg/L以下にする処理性能を有するものとして指定性能評価機関で性能評価を受けたものであること。
  - 四 浄化槽法第8条の規定による保守点検が3か月に1回以上行われていること。

### (処理方式)

- 第8 放流水を地下浸透させる場合の処理方式は、次のいずれかに該当するものとする。
  - 一 浄化槽に土壌浸透装置を設けるもの。
  - 二 浄化槽に付加消毒装置及び浸透ますを設けるもの。
  - 三 処理方式が膜分離型である浄化槽に浸透ますを設けるもの。

#### (地下浸透方式による処理ができる土地)

- 第9 土壌浸透装置又は浸透ますを設置し、浄化槽の放流水を地下浸透させることのできる土地の条件は、次のとおりとする。
  - 一 土地の傾斜は16度以下で、かつ、地すべりのおそれがないこと。
  - 二 急傾斜地崩壊危険区域や地すべり防止区域でないこと。

- 三 盛土地盤においては、盛土後1年以上経過していること。
- 四 地下水位は、地盤面下2mより低いこと。
- 五 土壌は、適度な透水性を持ち、放流水が滞留したり地下の水脈に短絡する おそれのない土質であること。
  - イ 適度な透水性とは、浸透速度が毎分0.042cm以上2.4cm未満とする。
  - ロ 浸透速度の測定方法は、別記1によること。
- 六 土壌浸透装置の端又は浸透ますから水平距離30m以内に飲用井戸等の水 源がない場所であること。
- 七 土壌浸透装置の端又は浸透ますから周囲の建築物等までの水平距離は次のとおりとする。
  - イ 建築物まで 1 m以上
  - ロ 隣地境界まで 1 m以上
  - ハ 擁壁上部まで 1.5 m以上
  - ニ 擁壁下部まで 1m以上
  - ホ がけの上端まで  $1.5 \,\mathrm{m以L}$  (ただし、傾斜が $4.5 \,\mathrm{ge}$ を超えるがけにあっては、がけの下端から $4.5 \,\mathrm{ge}$ の線が上部地表面と交わる所まで $1.5 \,\mathrm{m以}$ 上)
  - へ がけの下端まで 1.5 m以上
- 2 土壌浸透装置を設置して地下浸透を行う場合は、前記の各条件によるほか、 次に定める要件を備えた場所とする。
  - 一 日照、通風が良好であり、かつ、雨水等が流入するおそれのない場所であること。
  - 二 車両の通行や定常的な歩行によって踏み固められるおそれのない場所であること。

### (土壌浸透装置の構造)

- 第10 土壌浸透装置は導水管、配水槽、散水管、トレンチ、土壌層、水位点検口及び検水井からなり、必要な面積は別記2により算定するものとする。なお、その構造は次のとおりとする。
  - 一 導水管 浄化槽の放流水を配水槽に導く管をいう。
    - イ 不浸透性の管とすること。
  - 二 配水槽 放流水を散水管に分配するための槽をいう。
    - イ それぞれの散水管に均等に配水できる構造とすること。
    - ロ 配水量を容易に調整でき、また、散水管を切り替えて使用する場合にあっては、容易に切り替えが可能な構造とすること。
    - ハ 放流水が土壌に流出しない構造とすること。
  - 三 散水管 配水槽に接続し、放流水を土壌中に分散させるための管をいう。
    - イ 全長にわたって均等に散水することができる構造とすること。
    - ロ 中心から左右に1m以上の空地を有すること。
    - ハ 総必要長さは、別記3により算定すること。なお、一系統の最大長さは、20m以下とすること。

- ニ 水平又はわずかに流下する程度に設置すること。
- 四 トレンチ 散水管を内包するための溝をいう。
  - イ 幅を 5 0 cm 以上 7 0 cm 以下、深さは散水管の底部より 1 5 cm 以上深く すること。
  - ロ 内部は礫又は砂で埋めること。なお、散水管の周囲は、目詰まりを防ぐ ために礫によること。
  - ハ 泥、ごみ、雨水等の浸入を防ぐため、上部は厚さ15cm程度を突き固めた土で覆うこと。
- 五 水位点検口 装置の稼動状況を確認するために散水管に設ける点検口を いう。
  - イ 散水管内の水位の状態を目視でき、また、滞留水がある場合にはそれを 採取できる構造とすること。
  - ロ 各散水管の末端にそれぞれ設けること。
- 六 検水井 土壌浸透装置の水質浄化能力を確認するための井戸をいう。
  - イ トレンチの底面から約1mの深さの浸透水を採取できる構造とすること。
  - ロ 装置の中央部付近に1箇所以上設けること。

# (浸透ますの構造)

第11 浸透ますを第8により設ける場合は、放流水の量、浸透させる土地の浸透能力等を勘案した上で、放流水が適切に浸透されるよう設計し、設置するものとする。

### (付加消毒装置の構造)

- 第12 付加消毒装置の構造は、次のいずれかの基準を満たすものとする。
  - 一 電気的な方法により消毒を行う付加消毒装置の構造は、次のとおりとする。
    - イ 電気分解による塩素発生装置、紫外線照射装置又はオゾン発生装置等で あること。
    - 口 合併処理浄化槽の消毒剤を撤去した状態で、放流水の大腸菌群数を10個/mL以下に維持できること。
    - ハ 定期的な保守点検が6か月以上不要で、かつ、保守点検が容易であること。
    - ニ 浄化槽又は付加消毒装置に流量調整機能を有すること。
  - 二 塩素消毒剤を用いる付加消毒装置にあっては、屎尿浄化槽及び合併処理浄 化槽の構造方法を定める件(昭和55年建設省告示第1292号)第1第一 号(四)に定める構造の消毒槽とすること。

#### (十壌浸透装置等の管理)

第13 浄化槽管理者は、土壌浸透装置等について、次に定める維持管理を行う ものとする。

- 一 目詰まり等による浸透能力の低下や放流水が地表に浸出する等の事態が認められた場合は、土壌浸透装置又は浸透ますの清掃、砂利・砂等の交換その他必要な措置を講じること。
- 二 浄化槽及び土壌浸透装置等の処理能力を確認するため、浸透水のBOD、 全窒素及び大腸菌群数について、毎年1回定期的に水質検査を行うこと。
- 2 土壌浸透装置を設置して地下浸透を行う場合は、前記によるほか、目詰まり 等の異常を監視するため、毎月1回以上水位点検口から浸透の状況を点検し、 必要に応じて各散水管に配水する量を調整するものとする。

### (付加消毒装置の管理)

- 第14 浄化槽管理者は、電気的な方法による付加消毒装置について、浄化槽法 に基づく保守点検及び清掃時に作動状況を点検し、正常な稼動状態に保つとと もに、電極等の耐用年数を考慮の上、定期的に交換するものとする。
- 2 浄化槽管理者は、塩素剤を用いる付加消毒装置について、毎月1回以上、消毒薬の有無及び放流水との接触状況等を点検し、必要な措置を講じること。なお、その際、浄化槽本体の消毒槽についても同様に点検等を行うこと。

### 第4章 貯留方式による処理

#### (適用条件)

第15 蒸発拡散方式、地下浸透方式のいずれによっても、放流水を適切に処理 することができない場合には、貯留方式によるものとする。

#### (構造)

- 第16 貯留槽の構造は、次のとおりとし、通常の使用で10日間分以上の放流 水を貯留できる容量とする。
  - 一 貯留槽は耐水材料で造ること。浸透質の耐水材料で造る場合においては、 防水モルタル塗その他これに類する有効な防水の措置を講じて、漏水しない 構造とすること。
  - 二 貯留槽に、雨水等が流入しないものであること。
  - 三 臭気や衛生害虫の発生を避けるため、槽の開口部には密閉できる蓋を設け ること。
  - 四 地上に設置する場合は、地震その他の震動によって転倒や損壊することの ないよう、十分な強度を有する構造とすること。

#### (貯留水の処理)

第17 貯留した放流水は、浄化槽設置場所の市町村等が管理するし尿処理施設 又は下水道施設に搬入し、処理するものとする。なお、貯留水の受け入れにつ いては、浄化槽設置前に当該市町村等と協議し、承諾等を得ておくものとする。

### 附則

### (施行期日)

このガイドラインは、平成24年4月1日から施行する。

# 別記1 (土壌の浸透速度の測定方法)

- 1 試験孔は土壌浸透装置の設置予定場所の中心に1箇所以上
- 2 試験孔は、その径を30cm、地盤面からの深さを散水管底部の予定深さに おおむね14cmを加算したもの(40cm未満となる場合においては40cm) とした円筒形の下底に、厚さがおおむね5cmの砂利を敷いたものとする。
- 3 浸透速度の測定は、降雨時を避けて次の順序に従い行う。
  - 一 砂利上25cmの水位になるように清水を注水し、水位が10cm低下した ら元の水位に戻るまで注水する。

水位の変動と時間とをフックゲージにより測定し、浸透水量が一定化するまで、これを繰り返す。

二 浸透水量が一定化してから20分経過後、水位を砂利上25cmに戻し、 土質が粘土質の場合にあっては10mm、その他の場合にあっては30mm水 位が低下するのに要する時間を測定し、1分当たりの浸透速度を求める。

# 別記2 (土壌浸透装置に必要な面積)

浸透に要する総面積は、設置する浄化槽の処理対象人員に、次表による処理 対象人員1人当たりの必要面積を乗じたものとする。

浸透速度	0.042以上	0.048 以上	0.054以上	0.06以上	0.12以上	0.18以上
(cm/分)	0.048 未満	0.054 未満	0.06 未満	0.12 未満	0.18 未満	0.24 未満
必要面積 (m²)	3 0	2 8	2 7	2 6	2 0	1 3

浸透速度	0.24 以上	0.30以上	0.36以上	0.42 以上	0.54以上	0.60以上
(cm/分)	0.30 未満	0.36 未満	0.42 未満	0.54 未満	0.60 未満	2.4 未満
必要面積 (㎡)	1 0	8	7	6	5	4

# 別記3 (散水管の必要長さ)

散水管の総必要長さは、次式による。

L=A/2-2N L:散水管の総必要長さ

A:浸透に要する総面積

N: 散水管の本数(系統数)